

## 平成24年知立市議会 6月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成24年6月15日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 杉山 千春 | 稲垣 達雄 | 高木千恵子 | 池田 滋彦 |
| 永田 起也 | 石川 信生 | 高橋 憲二 | 三浦 康司 |

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|             |       |                     |       |
|-------------|-------|---------------------|-------|
| 市 長         | 林 郁夫  | 副 市 長               | 清水 雅美 |
| 企 画 部 長     | 清水 清久 | 協 働 推 進 課 長         | 山口 義勝 |
| 企 画 政 策 課 長 | 加古 和市 | 総 務 部 長             | 今井 尚  |
| 総 務 課 長     | 岩瀬 博史 | 安 心 安 全 課 長         | 高瀬 季治 |
| 税 務 課 長     | 小笠原忠利 | 会 計 管 理 者           | 鈴木 健一 |
| 監査委員事務局長    | 高木 洋幸 | 教 育 長               | 川合 基弘 |
| 教 育 部 長     | 野村 清貴 | 教 育 庶 務 課 長         | 石川 典枝 |
| 学 校 教 育 課 長 | 宇野 成佳 | 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長 | 水嶋 広  |
| 文 化 課 長     | 寺田 和彦 |                     |       |

6. 職務のため出席した者の職氏名

|             |       |       |       |
|-------------|-------|-------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 成田 春夫 | 副 主 幹 | 池田 立志 |
| 議 事 係       | 加藤 智也 |       |       |

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

|        | 事 件 名                                                                                      | 審査結果 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 議案第40号 | 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                                                  | 原案可決 |
| 議案第42号 | 平成24年度知立市一般会計補正予算（第1号）                                                                     | 〃    |
| 陳情第3号  | 「公共サービス基本法」の趣旨に基づき公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書 | 不採択  |
| 陳情第4号  | ILO第94号条約の早期批准および公契約法制定を求める意見書の提出を求める陳情書                                                   | 〃    |
| 陳情第5号  | 住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書                                               | 〃    |
| 陳情第6号  | 地方交付税、国庫負担金・補助金の増額をし、一括交付金化をやめ、道州制の導入を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書                              | 〃    |
| 陳情第7号  | 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書                                                                    | 〃    |

憲法第9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核  
陳情第8号 3原則の厳正遵守をすることを求める意見書の提出を求める陳 不採扱  
情書

午前9時58分開会

○池田滋彦委員長

おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第40号、議案第42号、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第40号 知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号について、挙手により採決します。

議案第40号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第40号 知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高木委員

1つ教えていただきたいと思って質問させていただきます。

夢をはぐくむ子ども事業の中で1つお聞きしたいと思います。

この事業、平成13年度から愛知県というか、国の取り組みでされていると思いますので、昨年度は瀬戸市、飛島村、岡崎市ということホームページのほうで知りましたが、今年度、このきずなをはぐくむ学校づくり推進事業委託料という名前になっておりますけれども、具体的には東小小学校で受けられたというなお話を聞いたんですけれども、これは質疑のときの、理科の支援員のことと同じなんですけれども、補正になったということなんですけれども、なぜもうちょっと早目にわかっていなかったかということでお聞きしたくて、それからあと、東小小学校で行われる内容を教えていただきたいと思って質問させていただきます。

○学校教育課長

まず、このきずなをはぐくむ学校づくり推進事業ですが、県においては今、委員の御指摘のように昨年度と名称が変わっております。ある意味新規事業ですので、県議会のほうで通って、その後各小・中学校あるいは市に委託というようになります。ということがありまして、6月補正ということで組ませていただきました。

もう1点の御質問にありました、どうして東小小学校かということですが、各小・中学校等に呼びかけましたところ、東小小学校におきましてはやはり今、東っ子を育てる会という会がございます。これについては各地域あるいは異世代の方のメンバーで構成されておりますということもありまして、東小小学校のほうから挙手されたわけですが、もう1点、東小小学校では別の委託がありまして、家庭教育地域活動推進事業、これは西三河教育事務所のほうから生涯学習関係で来ております。そういうことで、東小小学校も家庭教育ということと、地域に根差してということで一緒にいろいろ活動していけるということで、東小小学校ということで指定させていただきました。

以上でございます。

○高木委員

去年は夢をはぐくむ愛知ものづくりということで事業が推進されたというようなことで、ことし

はきずなをはぐくむというのが県のほうの推進事業の名前ということで、今お聞きしました。もしも東小学校がなかったならば知立市は受けられたのかなということをお聞きしたいと思います。

○学校教育課長

東小学校が受けられなかったらということですが、ほかにもやはり地域に根差した教育に取り組んでいる学校がありますので、そういうところにも希望を聞いておりますので、次ということでは一応昨年度というか、今年度に限って考えておりました。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

若干お尋ねします。今きずなをはぐくむ学校づくり、同僚委員から質疑があったんですけど、なぜ6月補正かという問いに対して、県議会の議決を経ていないので6月だと、こういう御答弁でしたか、それでいいんですか。

○学校教育課長

県の事業につきましては、委託についてはほかに実は放課後子ども教室も県から委託されておりますし、愛知のものづくりとかありまして、継続した事業につきましては、前年度の当初予算に載せておりますけど、新規のものについてはなかなか指定ができる、できないというのがありますので、今回のこのきずなにつきましては新規ということで6月ということですよ。

○高橋委員

県が行う事業で、新規のものだから県議会の議決を経てからでないと、知立市の予算ができないというような御趣旨ですね、今おっしゃっていることは、こんなことを言ったら県事業というのは、みんな6月補正になるんですよ。2月県議会の段階で知立市は予算書をつくるわけですよ、県議会で議決を待ってオーケーになったら知立市が新規に計上し始めたら、これはみんな当初予算に間に合わないわけですよ。そんなレベルの話じゃなくて、当然県が1つの方向性を出す、国が方向性を出してやろうじゃないかということであれば、国

庫補助事業だって、国会でまだ通らん時期に組むわけですよ。しかし、やっていくことでは整合性があるわけですから。何も6月補正でやらなくても。知立市は年度間の総合的視点に立って、年度間の総合的視点に立って当初予算から県の、そういう趣旨の内示をきちっといただいておれば、それが当初予算に間に合う段階でいただいてないらいけませんけども、いただいておれば当初予算で堂々と計上して、それを県議会でも計上する、市議会でも計上する。議決はされていなくても、その一環した政策提起は予算の中に反映されるということでは十分ではないですか。

○学校教育課長

先ほども申し上げましたように、継続の県の事業については当初予算につけてるわけですけども、このきずなをはぐくむ事業につきましては、県のほうの実施要項が平成24年の4月6日にでき上がってるということですので、事前に話は内々にありますので、当初予算に盛り込むとなりますと見込みでというふうになると思うんですけど、その辺の手続上のことで不勉強なところがありまして、つくれなかったところがあるかも知れません。

○高橋委員

そんなことを言ったらみんな見込みですよ。来年度の話というのは、継続しとるから担保できるとか、もちろんやるかやらんか、わからんっていう、県が委託金として市が受けるかどうかわからんっていうものまで委託事業で受けてしまうのはいかにも専行的なんですけど、内示があって、内示が予算編成の段階で間に合えば、内示がやりますよと。知立市、手を挙げてくださるなら挙げてくださいということでそれが当初予算の編成の内示が編成の過程で間に合えば、当初予算で堂々と載せられていくと。それは継続であれ新規であれね。ところが先回お話があったように、理科支援員は3月19日だと、枠の中に入ったか入らんかということが確定したのが3月19日に枠の中に入ったよという内示をいただいたという御趣旨でしたよね、教育長。だから、その段階では当初予算に載せられないじゃないかという点も一理あるんで

すが、内示いただけそうだったら載せたっていいですよ、当初予算で、それは。どうしてもけられたときは途中で減額補正すればいいわけで、そういう政策の一貫性と言いますか、それがいけそうだというきちとした心証があれば当初予算で載せられればいい。だって国庫補助の内示が途中で来なくなったりして減額にするかせんかって、いろいろ用紙をいただいたじゃないですか。太陽光など。そういうこともありますので、そこはなるべく当初予算で年間の方向性をきちとさせるといふところにむしろ大事な政策的ウエートがあるというふうに思いますので、これは実務的なことも含むので、今後そういうことを踏まえて一貫した対応は欲しいと思うんですが、もう一度御答弁。

○学校教育課長

今年度はこういう状況になってしまして、来年度に向けて県の動向を、県教育委員会の動向をよくつかみつつ、迅速に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋委員

わかりました。ぜひそのようにしていただきたいです。それで今問題になっている、きずなをはぐくむ学校づくり推進事業の委託なんですが、15万円、東小学校で具体的に何をおやりになるんですか。

○学校教育課長

先ほど申し上げましたが、東小学校のほうでは現在、東っ子を育てる会というのがございます。それを中心にいたしまして、主に地域あるいは異世代との交流ということでございますので、町内会、あるいは自治体等の運動会、あるいは夏祭りとかよいこ祭り、あるいは2月に東っ子カーニバルがありますので、そういうところで活動費、あるいは講師の方をお招きして保護者等に人権とかあるいは地域に根差した学校ということですね、まだ講師は決まっておられませんけど、そういう講演会を計画しているところございます。

以上です。

○高橋委員

予算15万円でそんな盛りだくさんにやれるかなということがあるんです。つまりその委託金というのは今やってる夏祭りだとか、よいこ祭りとか既存のやってみえるイベントの促進として、予算の一部にそれを差し上げて促進するという側面。つまり新規事業じゃなくて、今やってみるところに財政的な援助をするということと、講師を招いて人権教育するというので、いわばこの15万円が原資になって新しい試みと言いますか、きずなをはぐくむという範囲での新しい試みへも挑戦していくんだというニュアンスなんですが、もうちょっと整理してわかりやすく、お答えいただきたいのですが。

○学校教育課長

今委員がおっしゃったとおり、やはり既存の活動をさらに充実していくためにほとんど使われていくことが多いと思います。あと先ほども申し上げてるように、もう一方で2年間ですけど、西三河教育事務所のほうで家庭教育の推進ということで、援助も来ていますので、両方合わせてさらに地域との根強い学校づくりということをつくっていくことですので、今までの既存のところに予算をプラスアルファして充実させていくということでございます。

以上です。

○高橋委員

そうすると東小学校区が多文化共生の1つの大事なエリアだと、そういうことを大いに念頭に置かれた東っ子を育てる会だとか、地域できずなを育てる取り組みをされているので、それを推進するという意味合いが強いと。ということは当面東小学校以外でこうした取り組みはしようということまでは物事が発展していないというふうに理解をすべきなんでしょうか。いや、もっともってやっていくんだよ、これからも。他の地域でもというような思いを含んだ東小学校の、とりあえずの取り組みなのか、このあたりはどんな。

○学校教育課長

とりあえずというところでございますが、各

小・中学校でこのような取り組みが情宣はできると思いますので、そういう部分ではありますけども、ただ東小学校同様に同じような活動をということはまだ考えておりません。

以上でございます。

#### ○高橋委員

わかりました。一応理解はしておきたいと思えます。

理科支援員について若干お尋ねいたします。これは本会議で本質的な議論は大体されていると理解いたしますが、19年、20年、21年と3カ年、東小学校でやったと。19年は雇用の問題とか労働条件の問題で若干トラブルがありました。その後、後半も引き続き別な方で継続されたという経緯があるんで、19、20、21を来迎寺小学校であり、22、23とお休みをし、今回24ということなんですよ、知立小学校と。私、聞いておきたいのが、理科支援員配置についての教育的効果とか、子どもたちあるいは学校での変化のようなものについて何か具体的につかんでいらっしゃるのか、あるいは感想を持つてるのか、このあたりどうでしょう。

#### ○学校教育課長

教育的効果ですので、来迎寺小学校の例を述べさせていただきますが、来迎寺小学校では御存じのように明治用水を引き込んで、蛍を生殖あるいはやはりいろんな自然がたくさんありますので、そういう観察、理科支援員がみえると授業2時間続きの前の段階の準備ができます。ですから担任は普通どおりの授業がありますので、理科支援員が準備して観察実験、実際子供たちの場でも、担任と理科支援員がいるものですから、2人で授業を見られるということでございます。その後、実際に実験、あるいは観察等を行いますと片づけがあります。授業が担任にはありますので、その分が理科支援員によって実際実務、後片づけをやっていただけますので、そういうところで担任が実際子供と向き合う時間がふえますし、あるいは理科の授業も充実してくるということで、効果があります。

変化についてですが、今回金環食の、残念なが

らこの地域では見られなかったんですが、来迎寺小学校と知立小学校では全校を挙げて観察するか、そういう意味では理科に対する興味はできたんじゃないかなと思ってます。

以上です。

#### ○高橋委員

知立小学校の村瀬校長先生は、たしか理科の専攻の先生だったというふうに理解はしているんですが、もっともっとほかの学校からも手を挙げてほしいなど、今学校教育課長がおっしゃるように大変効果があるということであれば市教委のほうも、鐘や太鼓というふうには参らんかもしれませんが、枠がありますので。だけでも平成22年、ちょっと飛ばされた、飛ばされたという言い方はおかしいけれど、2年ブランクがあったということが逆に言うと大変もったいないことだったのかなという思いを持つわけです。それで幾つか理科支援員を配置している学校の評価がいろいろ語られております。

例えば静岡県掛川市の学校、本校は小規模校で一部複式でやっていると。子供たちの人数も少ないが教員も少ないと、こういう中で実験準備や片づけなどの物理的な業務や、予備実験や、次回の授業でのアイデアなど、理科支援員の皆さんが大変知恵を出していただいて、雲泥の差であると、支援に来ていただき理科が好きになったという児童も多いという感想が述べられていますし、理科の授業のみならず、理科への負担が軽減されたことで他教科の授業も充実させることができるようになった。これは担任、今おっしゃったようにそういう人の話かもしれませんね。

愛知県の名古屋市立弥富小学校というのがあるそうですが、ここでも幾つか理科支援員の活動ぶりが評価されております。顕著な実験結果が出て、実感を伴う体験を味わわせるためには、実験の直前に準備が必要だという意味では理科支援員の存在が大きいと、間違った実験方法をしないように児童に適切な助言ができていたというようなことが言われています。

また、ことして3年目の理科支援員自身の言葉

ですが、子供がどうしたら理科に親しんでくれるのか、理科って楽しい、おもしろい、もっと知りたいと、こんな子供たちになっていただけるように、いろいろ考えながら理科の授業に臨んでいると。これも1つの感想が出されてます。昨今子供たちはマイナスイメージが報道されているが、子供たちは一生懸命取り組んでいると、彼らがわかったというこの現場に立ち会えることがとても理科支援員としてやりがいがあったというようなことも語られています。

学校教育課長の先ほどのお話も含めて総合的に考えますと、こういう制度で子供たち自身も理科が好きになる。あるいは理科の実験を担当する担任の先生が3時間のこまですよね、実験自身は1時間半、45分の準備と45分の後片づけというふうに理解しているんですが、そういうことでいいですか。

○学校教育課長

今お話になったのは原則でありまして、例えば知立小学校で言いますと学級数が多い所になりますと、時間割りの組み方で同じ学年で1、2、3、4、とふえますので、朝大きく2学級分準備したこともありますので、2時間授業ということはそうなりますが、基本的には今度知立小学校についても2時間続きのところに支援員を配置して実施していくということになってます。

以上です。

○高橋委員

原則と具体的な運用は若干違うかも知れませんが、担任の先生は支援員がいない場合は準備から始めなきゃいかん。実験をやって、そして後片づけもやらなきゃいかん、こういうことになるんですよ、一般的には。ところが支援員がおられれば準備と後片づけ、その時間は運用上いろいろあるにしても、その間はさっき蛍の話が出ましたけども、次の教科の準備ができるとか、担任にゆとりが生まれると。今、先生方のゆとりがいろんな問題になっているときに、理科支援員は理科の教育を通じて子供たちに理科の楽しみや物事の道理、真実という、具体的な動かしがたい実験を通じて

子供たちに理解をさせると。大変重要な側面だと思うんです。そういうものが理科支援員という形で構築され、はぐくまれ、継続されているとしたらこれはとても大きな財産だし、大事なポイントだというふうに私、改めて思うんですが。もう一度教育長の感想を、あわせて。

○川合教育長

私も理科の教員でありましたので、今の高橋委員が言われるようなこと、日々感じながらやっておりました。結局じゃあ、ほかの先生方は理科支援員がいない、ほとんどの人がそうですけども、理科の授業、どういうふうに準備や片づけしてるかということ、やはりその授業が終わってからの片づけでは間に合わない場合は、授業の最後のところの時間を少し使って子供たちと一緒に片づけるということで実質的な理科の授業という、もちろん片づけも1つの学習ではあるんですけども、その部分は理科的な部分が少し時間的に削られてしまうようなことも実際にはあるような気がしますので、あるいは小学校の先生はいろんな教科を担当していますから、理科の得意な先生ばかりではないわけです。そういう中でよりよい、より質の高い理科の授業、あるいはそうしようと思うと、こういった支援員がいるということは非常に大きな力だなということを感じます。

○高橋委員

よくわかりました。理科支援員の役割は非常に大きいとわかったんですが、これ、こととして先生、終わっちゃいますよね、この事業。違うんですか。こととして終わりでしょ。

○学校教育課長

県からは今年度で終わりということで、これにつきましては、科学技術振興機構、独立行政法人のほうからの委託で県が受けて行ってるということで、JSTと言われてる科学技術振興機構のほうに切るということで、来年度につながらないということになっております。

以上です。

○高橋委員

效能をお伺いしたところ大変いいということで

お互いの認識が深まり、きょう担当の委員の皆さんも理解が深まったと思うんです。とてもいいことだと思います。19年から始まって6年間、今御指摘の独立行政法人科学技術振興機構が、要するに子供たちの科学の芽を発展させようという思いがあったでしょう、やってきましたが6年で打ち切りと。県はそこを財源にしますから県も右に倣え方式ということで、問題は本会議で我が党の中島議員がたださせていただきますが、じゃあ、この6年間でどう次につなげていくのかという、いわば呼び水のこの時限措置を、さっき言った機構が愛知県を通じてやったと思うんですよ。これを受けとめて、そしてそれなりのものを蓄積した各学校や市教委が、制度がなくなるということを受けて、どういように処置していくのかということがこれからこら辺が応用問題ですよ、どういように考えられますか。

#### ○学校教育課長

一般質問でも教育長が答弁しましたように、きめ細かな教員が今現在5、6年生に配置しておりますので、そういう方とありますが、何らかの形で考えていきたいと今思案中でございます。

#### ○高橋委員

何らかの形で考えていきたいと、まだしばらく時間があるんで考えてもらって予算要求すればいいんですが、これは本会議の質疑でも明らかになりましたように420時間、県内では当初予算から組んでいるところもある。4月から見越して、当初予算から組んでみえるところもあるし、知立市のように7月実施で年度末までやるところもある。しかし基本は420時間、これを3時間でやると140日、これを8カ月で割るんですか、夏休みを除くと大体月に15、6回、7、8回やると、こういうメニューになっておるんですよ。420時間で42万円ですよ、人件費が。きのう答弁がありましたように、時間1,000円の時給と。こういうふうになるんですが、あと交通費その他特別な手当があるので53万円とこういうことなんですよ。それで53万円を私、小さな金額だからっていうことを短絡的に申し上げるつもりはないが、しかし先

ほどお二人の教育者がおっしゃるように、大変有効な、しかも先生たちにとっても子供たちにとっても有効なものであるとすれば、全校でやるというところまで一気にいかんにしても、引き続き希望する学校があるならば、これを一般財源で受けとめて対応すると。こういうことが必要なのではないでしょうか、と思います。あの制度はいい制度だったかと、しかし終わっちゃったかと、これでおしまいと、また何かいいメニューがあったら見に行くわということも1つなんですが、せっかく理科支援員という形で知立市でも足跡を残されたんだから、これは53万円をさらに次年度以降も継承していくということも非常に重要ではないかというふうに思うんですが。市教委、教育長、どうでしょうか。

#### ○川合教育長

先ほども答弁しましたように、大変有効なことであり、予算的なことで許されるなら継続ができればいいと思います。ただ、今国としては新しい学習指導要領の中で理数系、いろんな重点があるんですけど、その中の1つに理数教育を、理科、算数、数学の教育に力を入れようといったことも重点の1つに置いてますので、そういうことも踏まえて知立市でも独自で実現がもしできればいいと、そういう方向で考えたいと思います。

#### ○高橋委員

教育委員会のほうはそういう方向で議論を進めたいとおっしゃるけど、財布は財政部が握っておられるわけですけども、副市長、どうでしょうか。市教委がそういう御意見で予算要望を、今後の話なんだけど、受けて立っていただきたいというぐあいと思うんですけど、いかがでしょうか。

#### ○清水副市長

今回の理科支援員の配置事業につきましても、先ほど教育長がお話しになりました、いわゆる理科、算数、数学そういったものを国のほう力を入れていきたいということで、その重要性も私も認識をしているところでございます。この辺につきましてはよく教育委員会の考え方、今後の計画な



どもお聞きしながら予算のほうにつきましては、また検討させていただきたいと、このように考えております。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号について、挙手により採決します。

議案第42号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第42号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○池田滋彦委員長

課長は退席してよろしいですか。このままやりますか。わかりました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第3号 「公共サービス基本法」の趣旨に基づき公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

陳情第3号について、知立政策研究会として賛成の意見で意見書の提出を求める陳情に対しての意見を述べさせていただきます。

広く一般に公共サービスと言いますと、私たち

知立市の、この今の市役所の事業もそうでありますけれども、医療、介護の現場、司法、消防、警察、多くの職業があります。公共サービスというのは納税額にもかかわらず私たち国民に公平に提供されるべきものだと考えます。公共サービスを公平にサービスをするというときに、この公共サービス基本法第11条にあります、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるためには、労働条件の改善が必要と思われれます。私たちが思いますに公共サービスの正規職員、委託労働者の働く権利を守っていかなければ、このワーキングプアーと言われる人たちが多くなります。今現在、公共サービスに携わっている方の中にも正規職員などあり、本当に環境整備をしていかなければならないと思いますので、この陳情に賛成したいと思います。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○石川委員

公共サービス部門に働く労働者の環境整備の実現をということであります。現在、御案内のように一般的には不景気であると。民間のところではかなりのリストラ等のことが行われておると、そういう状況下の中でありまして、果たして公共サービス部門で働いている人たちの労働条件等がミンカンヨリモかなり劣っているのかというと、これは議論を呼ぶところでありまして、いや、もうちょっと公務員の給料を下げたらどうだと、こういう意見もあるわけであります。そのことによって公共サービス部門のサービスが低下するとは思えないと思います。やはり現状から見ましても、全国の最低賃金も定められておることでありまして、今ここにこの陳情するのは時流としても、いま一つそぐわないのではないかと。国の動向を見ながら頑張っていけばいいかと思えます。私は不採択でお願いいたします。

○池田滋彦委員長

ほかに御意見はございませんか。

○杉山委員

今回、この公共サービス基本法の趣旨に基づき、

公共サービスの分野に働く労働者の環境の整備の実現を求めている適正な下請の単価や賃金、労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書であります。

こちらの意見書等の文面についても読ませていただきました。この陳情における内容についての部分と、我が市における、特に今回述べられている入札等の問題の部分もございました。このさまざまな問題に生じている部分の中で、入札価格が最低制限価格等に集中し、委託業者に雇用される労働者や下請労働者に対する労働条件の、先ほど申されましたけども、官製ワーキングプアと呼ばれる事態も起きているということが述べられていらっしゃるんですけども、この点について特に我が市も今回は低入札等の問題での総合落札制度がございます。

そしてまた、低入札の審査委員会等での話を聞かせていただきました。現状ではこういった低入札に対する企業への賃金等に対する項目等もチェックも行われ、今回等も低入札の部分の価格に対しての企業に対する審査も行われたわけでございます。

こういった部分も含めて、今、国では公契約に対する制定が求められている部分もありますけれども、まず1点についてのこういった知立市においては今のところ、こういったもののチェック機能を生かしながら行われているということも含めまして、今回の陳情に対しては不採択というふうにさせていただきます。

○池田滋彦委員長

ほかに御意見はありませんか。

○稲垣委員

陳情第3号につきまして、民友クラブとして不採択の立場で討論に参加させていただきます。

地方自治体の入札と契約は透明性と公平性、競争性を適切に確保することが重要とされ、さまざまな施策が実行されております。現時点におきましては多くの問題を生じているとは考えにくく、本陳情につきましては賛成いたしかねます。

以上でございます。

○高橋委員

それぞれ委員から意見の開陳がありましたが、私は陳情第3号について、ぜひともこれは採択すべきだという観点で若干申し上げたいと思います。

言われましたように、本陳情は国に対して公共サービス基本法11条を具体化する公契約法を制定してほしいと、こういう願意であります。同法第11条では、国及び公共団体は安全かつ良質な公共サービスが適切かつ確実に実施されるようにするため、公共サービス実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。現行の既に施行されている公共サービス基本法は、第11条でそのことを政府に求めているんです。これがやられてないというのが今の到達点なんです。そこをしっかりと見てもらわないと、この陳情の願意はきちっと見えてきません。千葉県野田市や川崎市では、こうした国に先立って地方自治体として公契約条例を制定しています。地方自治体の責任で公共サービス提供の環境整備を行っていることは極めて教訓的です。

我が党は、しばしばこういった点で先進例をお示ししてまいりました。ぜひ知立市でも公契約条例をつくってほしい、提案をさせていただいているところであります。

東京都新宿区の例もしばしば紹介してきました。新宿区では公共調達に関する指針を策定しまして、契約の相手側に労働者の賃金を含めた労働環境のチェックシートを提出して、これを提出するよう義務づけています。まさに創意に満ちた確かな施策を実施しております。

委員からもる言われましたように、現在昨今、知立市では低入札価格を下回る入札が増加しております。市営住宅の建設、南保育園の建設、公共下水道工事、水道排水場建設にかかわる入札などで、いわば価格破壊と思われる事態が進んでおります。

公共サービスの調達で、安ければ安いほどいいという立場に立って、事実上ダンピングを容認するというのであれば、公共サービスの質の確保

のみならず、結果的にそこで働く人々を犠牲にすることにほかなりません。第2次、第3次下請の労働者が会社から現場に通う乗り合いの乗用車には経費節減のために任意保険が掛けられていない、こんな事例も告発されているのが実態であります。

ワーキングプアが大きな社会問題になっている今日、陳情者が求めている公共サービスに従事する労働者の適切な賃金保障、労働条件の確保、雇用の安定と継続保障など、公契約の制定はまさに急務であります。

そういう点で心から本陳情を支持し、採択にすべきだということを申し上げます。

○池田滋彦委員長

ほかに御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

それではこれより採決します。

陳情第3号について、採択することに賛成の委員は挙手願います

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手少数です。

次に陳情第3号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

したがって、陳情第3号「公共サービス基本法」の趣旨に基づき公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第4号 ILO第94号条約の早期批准及び公契約法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

陳情第4号、先ほどの第3号と同じく公契約に対する願いということです。ILO第94号、本当にこれは古い古い歴史のあるものだというのが

私、勉強になりました。

これまで政府は民間部門の賃金その他の労働条件は当事者の労使間で合意されるべきものであり、労働基準法違反の場合を除き政府が介入するのは不適當であろうということで、このILO第94号の条約に批准の意思がないことを明らかにしています。

しかし、公共サービスにおける業務外注の増大や多くの職業や産業に及ぼす影響を考えると、公共工事の建設業の多重下請工場における労働法の適用枠外にある下請業の問題、自治体業務の外部委託、臨時パート労働への置きかえ、知立市でもパートの職員さんがとても多い現状です。現に先ほどもお話がありましたけれども、知立市の工事等の入札において落札する業者は入札価格、最低のところになっております。この落札業者の従業員の賃金、本当に見てみえるのでしょうか。疑問です。総合評価方式という言葉がありますけれども、下請や労働者への適正な支払いも本当に含まれていなければ公共サービスの入札制度は全く公平公正ではないということになってきます。

国や自治体の下で働く多くの民間中小企業労働者のためにも、公共サービス基本法の第11条に、官民を問わず公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保と労働環境の整備に関して必要な施策を講じると書いてありますので、業務に携わる多くの労働者の労働条件を適正にするためにも、この陳情意見書に知立政策研究会としては採択の形で意見を述べさせていただきました。

○池田滋彦委員長

ほかに、御意見がありましたら。

○石川委員

陳情第4号でありますけれども、陳情第3号とよく似たようなものであります。

入札ということで、このことについてはいろいろと問題があり、いろいろな方向で今まだ試行錯誤されてる部分も多いかと思いますが、一般的には一般競争入札でやるという中で、最近では総合評価落札方式ということで、下請等に関する程度との関与をしながらちゃんとやれるのかどうか

ということを評価に入れて落札をやっておるとい  
うところがふえているわけでありませう。

そしてまた公共サービスを提供している、そこ  
で働く労働者の方々については先ほど申し上げま  
したように、民間との格差が大きいだろうという  
ことで、人事院勧告等が行われる中でそれぞれの  
給料が決まっているわけでありませうけれども、決  
して今の現状においては、世間一般の方々の意見  
を聞いてみれば、公務員の給料はいいんではない  
かという風評はかなり多いわけでありませう。

そのことにかんがみましても、公共サービスに  
携わる方々の労働条件、環境が最悪であるという  
ことはあり得ない、このように思っております。

それぞれの労働条件はまずは確保されておると、  
今の時勢から言って確保されておるといことで  
ありますので、今ここでそのことを要求する必要  
もまだないのじゃないかと、そのように思います。

そしてまた、このILO第94号につきましては  
やはり国の動向等を見ながら考えるべきであって、  
我々の範疇を超えたものであると思っております、  
これは不採択をお願いいたします。

○杉山委員

この陳情第4号に関しまして、先ほど陳情第3  
号のときに述べさせていただきました部分であり  
ます。ただ、先ほど高木委員もおっしゃいました、  
公共サービスに対する労働者の適正な労働条件の  
確保、また労働環境の整備に關しての必要な施策  
を講ずるように努めていくということ、このこと  
に關しては議会としても、また私たち委員として  
も各市における入札等の問題に關して、個々の  
問題としてはしっかり見ていくべき部分があるよ  
うに思っております。その中で我が市におけるこ  
ういった審査委員会でのしっかりしたチェック機  
能とかそういった形をより一層強化していく部分  
ではと思っておりますが、今回のこの陳情に關  
して我が会派としては不採択とさせていただきます。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○稲垣委員

陳情第4号につきましては、公の機関を一方の

契約当事者として提携する契約においては、その  
契約で働く労働者の労働条件が、団体協約また承  
認された交渉機関、仲裁裁定あるいは国内の法令  
によって決められたものよりも有利な労働条件に  
關する条項及びこの条項の変更は、権限のある機  
関が關係労使団体がある場合は、その労使団体と  
協議した上で、その国の国内情に最も適当と認め  
られる方法でこれを決定しなければならないこと  
になっております。

先ほどの公契約法についての考えの趣旨と同じ  
ということであり、民友クラブとしましては不採  
択とさせていただきます。

以上でございます。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○高橋委員

陳情第4号は先ほどの陳情第3号とセットのも  
のでありまして、公契約法を制定するその根拠に  
なるILO第94号条約の早期批准、これを求めて  
いらっしやいます。

ILO第94号条約というのは公契約における勞  
働条件に關する条約、こういうものであります。  
2008年1月現在60カ国で批准をされているわけ  
であります、残念ながら日本では批准をされてお  
りませぬ。

ILO第94号条約の目的とは一体何か。これは  
2つであります。1つは人件費が公契約に入札す  
る企業間で競争の材料にされている現状を一掃す  
るため、すべての入札者に最低限現地で定められ  
ている特定の基準を守ることを義務づける、その  
土地の相場できちっと労働者を雇いなさいよとい  
うことを第1点で求めているんです。

2つ目に、公契約によって賃金や労働条件に下  
方圧力がかかることのないよう、公契約に基準条  
項を確実に盛り込ませること、こういうことなん  
です。

つまり先ほど誤解されてる議論があったんです  
が、これは地方公務員の労働条件を確保せよなん  
ていうレベルではない。知立市が発注をし、公  
共サービスを提供するのは市職員ばかりじゃあ

りませんよね。中一建設の労働者であり、その下請になっている丸々会社の従業員であり、またその孫請になっている何とかとび職さんたちであります。その公契約、公共サービスを担っている皆さんが今申し上げたように、人件費が公契約に入札する企業間の競争の材料になっていると、この環境はお互いに認めざるを得ないところであります。したがって、すべての働く人々が最低限その地域で義務づけられている基準を超えるように求めているわけでありまして。至極当たり前で、当然の論理であります。

この考え方のベースになっているのは何か。次のような状況です。

住民の税金を使う公的事業で、利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであります。発注者たる公的機関、市、国、県はそれを確保するための責任を負っている。これがILO第94号条約の根幹にあるわけです。ここがなぜ皆さん方におわかりいただけないかということです。日本が先進国だというのであれば、紹介したようなILO条約を批准しないのは恥ずかしい話ではありませんか。人権と民主主義を口にするならILO条約の批准は当然ではありませんか。私はそのことを強調したいと思えます。

先ほど高木委員がILO第94号条約というのは相当古い昔の話だと。そのとおりです。ところが歴代政府、自民党も今の民主党もそうですが、これに批准してこなかった。最大の理由は何かと言ったら、民間部門の賃金は労働条件関係当事者の労使間でやりやいいんだと。民間企業の労働条件は労使間で話し合ってもらえばいいんだと、我々は干渉しない、スマートにそう片づけたんですが、その結果どうなってるのか。現在は若い衆の2人に1人が非正規労働者。ワーキングプア一先ほど御指摘があったとおりです。まさに政府がILOのこの条約を批准しないために、無責任な対応に終始したために、今こんなに労働環境は劣悪な環境になってる。これが日本経済を下支えする購買力を失い、今の不況の大きなもとになっていることはお互いが認めるところではないでしょうか。

せめて公共サービスに従事する人々をきちっと発注者としてこれを保全するためにも、ILO第94号条約を速やかに批准すべきだという点で本陳情に賛成するところであります。

○池田滋彦委員長

ほか、よろしいですか。

それでは、これより採決します。

陳情第4号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手少数です。

次に、陳情第4号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手多数です。したがって、陳情第4号 ILO第94号条約の早期批准及び公契約法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

昨年の東日本大震災は国、地方と一体となって双方によりその責任と役割が不可欠となりました。この陳情書にも書かれております、国が進める地域主権改革とは、日本国憲法の理念の下に住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に

広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革のようと書いてありますけれども、自治体の自主性、自由度の拡大の観点がこの文面には殊さら強調されております。

しかし、住民の安心・安全を支えるのは行政サービス、憲法第25条に書かれておりますように、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国はすべての生活部門において福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならないとあります。人権保障にかかわる、ここにも書かれてありますナショナルミニマム、国家が国民に対して保障する最低限の生活水準のことが国の責任であるというふうに憲法上にも書かれております。地域主権改革、こうなりますと本当にこの住民のための安心・安全が守られていくのか、十分に考え直していただかなければならないことと思ひ、この意見書に私ども知立政策研究会は賛成したいと思ひます。

○池田滋彦委員長

ほかに、御意見がありましたら。

○杉山委員

陳情第5号 住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書であります。この国の進める地域主権改革、これを見直し、先ほど高木委員が述べられておりましたけれども、地域主権改革というこの部分が、あたかも住民のサービスと、また今おっしゃいましたけれども、決して地域に住まわれている方々にあつての行政サービス等、またそういったものに対する価値がなくなってしまうような部分での御意見も今ございましたが、決してそうではなくて、この地域主権改革というのはあくまでも地域の方の部分での国がどこまで行政としてかかわれる部分、今までは地方自治体に対しての仕事に対して義務づけ枠づけ等での一括法ですとか、これからも出てまいりますけれども決められた部分での行政に関することがなかなか地方で決められなかった。そういったことに関する、あ

る意味協議の場として制定された中での地域主権改革3法の意義があると思ひます。

そういった意味で我が党としてはこの地域主権改革について積極的に推進を今進めている意見でございます。そういった中で、本当に昨年の、今おっしゃったように東日本大震災でのこういった事故を受けて、より一層地域でしっかり見直さなくてはいけない部分が見えてくる部分を求めるに当たって、国が決してここの中で責任を負わないとかそういうことでは全くなくて、逆に復旧復興のためには地域で述べられることがしっかりとつながれるような形でのそういった機能という、そういった体制をより一層逆に強化しなければ、この主権改革意味もないと思ひます。

そういった意味で課題等も含めて、こういった方向に向かっていくことに対する意見交換、またそういった問題点も出し合いながら、この方向で行く部分のついてに対しては詰めていきたいというふうに思っておりますので、今回の陳情5号に対しましては不採択の立場とさせていただきます。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○石川委員

この陳情第5号につきましては、地域主権ということが大きく言われてるんだろうと思うんですが、この地域主権と言いますか、そのことに関しましてはもう相当前から国から言われていることでありまして、大きな政府あるいは小さな政府というような議論からいろいろ議論されてるところであります。しかし今、現状を考えてみますと、地域でのことは地域でやろうという空気が非常に大きいものであるかと思ひます。そこに今御案内のような地域政党等が出現しておるわけでありまして、二重行政そういうものは省いていこうというところでもあります。

私もその点には賛成でありまして、国の出先機関を原則廃止するというのを、やめてくれということなんですが、地方は地方でやろうという形の中で、国の行政機関が出てくるということは、確かにいろいろ道路等を見ますと、重複したところ

が多いかなと思います。ましてや今それぞれ地方もそうですし、国もそうですが、大変な財政的な悪化を来しており、それを思えば今できるだけ身軽になって、そしてまた一番地域でよくわかっているところが主権をとってやるべきだと思います。したがって、そういう重複な出先機関等は廃止しながら、スリムになっていくのがいいんじゃないかと、そういう趣旨から私はこの陳情に対しては不採択をお願いいたします。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○稲垣委員

陳情第5号につきましては、住民の安全・安心を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、地域主権改革や独立行政法人の抜本的見直しは地域において国が果たすべき責任と役割などあいまいにするものとは思いません。現時点におきましては、まだまだ検討しなければならない点も多く、民友クラブといたしましては不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○高橋委員

陳情第5号について採択の立場で討論いたします。

すべての国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する、国はすべての生活場面に於いて、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。先ほど高木委員もおっしゃいましたが、憲法25条のよく知られた規定です。

今、生活保護世帯の増加や、働かない生活保護受給者などが殊さら取り上げられ問題になっています。憲法25条に基づく生活保護制度はいわば最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットであります。問題は制度にふさわしいケースワーカーが適正に配置されているのかどうか、この点が鋭く問われています。生活保護世帯が自立するために必要な就労支援はしっかり行われているかどうか。精神的なケアを含む具体的な支援が実

現されているのかどうか。そのことがこの制度の魂を入れるものであると言わなければなりません。知立市では当局の努力によって保護受給者80世帯に1人のケースワーカー設置基準を何とか満たそうと努力をされております。しかし、全国的にはこの国基準はたなごらしにされ、全く機能しておりません。公務公共サービスの体制の不備は鋭く指摘されなければならないと思います。また保育所の待機児が全国で2万6,000人を超える、介護の社会化と言われながら特養ホームの増大する待機者の問題は、一体どのように説明されるのでありましょうか。国と地方が力を合わせ、過度な公務員削減計画を見直して、公共サービスに必要な体制機能の充実を図ることはまさに急務ではありませんか。

本年3月定例会に知立団地自治会からUR住宅である知立団地の新たな分割民営化に反対する陳情書が提出されました。知立市議会は、住宅は人権であるという立場から、知立市のまちづくりや防災などに積極的な役割を果たしている現在の知立団地を公共住宅として存続させる意見書を全員賛成で可決いたしました。まさに特殊法人の削減待ったということで、具体的な問題では一致したわけであります。

また、防災の拠点の役割を果たし、災害時には安心・安全を守るため先頭に立っている国土交通省の労働組合から、国土交通省の地方出先機関の存続を求める請願が二度にわたって当市議会に提出されました。一度は全員賛成でこの請願を可決し、国に国土交通省の出先機関の存続を求める意見書を提出いたしました。

東日本大震災の教訓から改めて国と地方が力を合わせて災害対策など住民の安心・安全を守る施策の強化が求められています。まさにそれは人的能力の確保、人的パワーの確保にほかならないのではないのでしょうか。

したがって、本請願陳情が求める国の出先機関や独立行政法人の体制など災害防災対策のために大いに強化する、まさに緊急の課題だということを申し上げて本陳情に賛成するものであります。

○池田滋彦委員長

ほかに、御意見はありませんか。

それでは、これより採決します。

陳情第5号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手少数です。

陳情第5号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手多数です。したがって、陳情第5号 住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第6号 地方交付税、国庫負担金・補助金の増額をし、一括交付金化をやめ、道州制の導入を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第6号 地方交付税、国庫負担金・補助金の増額をし、一括交付金化をやめ、道州制の導入を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書について賛成の立場から意見を言わせていただきます。

知立市の知立駅連続立体高架事業等においても、地方交付税、国庫負担金・補助金は欠かせないものです。知立駅周辺整備計画は公共サービスでもあり、知立市民の暮らしの向上、知立市の発展の何物ではありません。平成16年、まちづくり交付金が創設され、平成22年度より名前が変わり、社会資本整備総合交付金として新しい交付金制度ができました。財源の使途の自由度を言うならば、地方交付税を多くしていただき、自由に使ってくださいとすればいいと私なんかは思います。また、道州制を考えると、国から地方への分権という点では間違っていない点もありますけれども、この道州化が進むとなれば、事務の重複等が

解消して、組織や職員数などが減り、行政経費を削減するととてもいいように思えますけれども、しかし今の現状、例えば東海が単位で成り立った場合、住民や市町村との距離が遠く、多くのそれぞれのまちが抱えているこの山積した問題はどのように解決をしていくのか、市町村やコミュニティが国から県へと分権を進めていくことでむしろ道州制というのは市民のためにいいものとは思えません。

例えば災害時において道州制を導入することは、市町村の区域が抱える住民の安全確保の課題を解決することとはなっていないと思います。道州制の導入、このことに関しても反対の立場、そしてこの一括交付金制度を見直していただきたいと思ひ、この知立政策研究会は賛成の意見を述べさせていただきます。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○三浦委員

それでは陳情第6号について意見を述べさせていただきます。

国の大変厳しい財政状況に加え、3.11災害や大型台風の被害に対する復旧・復興に国を挙げて取り組んでいる最中であります。

地方としてできることを市民と一緒に考えていかなければならないと思います。地方分権が進む中、地方交付税や補助金など最低でも現状維持を望むところですが、知恵を使う一括交付金も今後の対応のあり方ではないでしょうか。

道州制については、まだまだ試行中であり、今後の方向性を見守りたいと思っております。したがって本陳情につきましては、不採択でお願いいたします。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○杉山委員

陳情第6号に対しまして述べさせていただきます。

今、政治は21世紀にふさわしい効率的な政府を確立し、また地域の活性化、充実した行政サービス



ス、住民本位の要請の実現を求められております。

その基本となる行政の形として、国、道州広域行政また基礎自治体の3層構造からなる地域主権型道州制という考え方を、党としては述べさせていただきます。現行の行政では権限と財源が国に集中し、都道府県や市町村がその下請のようになっています。このため住民のニーズとの不一致やスピード感の欠如などが指摘されております。

地域主権型のこの道州制に関して、今、多々各委員からも話がございましたけれども、やはりこの国民生活に関する行政がこの基礎自治体が一括して行うこの道州制の導入によりまして、国と地方の役割分担が明確になるということからの二重行政の解消、そして今問題にもなっておりますけれども、こういった国家公務員等の人員削減等の問題も出てきます。地方分権また地域主権型道州制が不可欠な理由というのはやはり日本が大きなパワーシフト、つまり構造改革の転換を迎えているときだというふうに思います。今日の課題の本質が右肩上がりになったこの強固な国に対して、地方の階層的な縦割り構造が少子高齢化やまたグローバル化の中での機能不全に陥っているという点があるかと思えます。

この脱却への形として、やはり住民生活や地域に関することの一番大事な市町村のコミュニティーはしっかりさせ、それをまた1つくったグローバルな短観という形でグローバル化と地域化の車の両輪のような形での道州制というのが重視されてくるというふうに思います。

先ほど高木委員がおっしゃいましたけれども、地域での問題がなかなか解決できなかつたり、また住民に対してどうなのかという点でもございますけれども、やはりより一層そういった部分ではこの住民生活、地域に関するということは一番のコミュニティーへのまとまりである市町村が大事になってくるというふうに思います。

まさに自治能力の向上、またこういった議員の質力のアップということが、こういった道州制に関しても必ずやっておかなくてはならない点だと

思いますし、今回の陳情第6号に対しましては、不採択の立場とさせていただきます。

○池田滋彦委員長

ほかに御意見は。

○稲垣委員

陳情第6号について述べさせていただきます。

地方交付税、国庫負担金・補助金の増額をして一括交付金化をやめ、道州制の導入を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、地域主権改革など国民の最低限度の生活権利を守る責務を放棄したものは考えがたく、また道州制につきましては、さまざまな議論すべき点も多く、現時点におきましては、民友クラブといたしまして不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○池田滋彦委員長

ほかに御意見は。

○高橋委員

陳情第6号について賛成をいたします。

本陳情は3つのことを求めています。1つは地方交付税、国庫負担金補助金の増額です。地方が自治権を拡充して住民福祉を一層増進させる上で安定的財源確保は必須の条件です。地方交付税、国庫負担金の増額は当然の願いであり、地方分権を言う限り国は誠実にそのことを履行すべきであります。

2つ目は一括交付金を行わないことを求めています。政府主導で進めてきた平成の大合併は、地方交付税を軽減し、自治体職員の削減を目標に進められたことは明瞭であります。その結果、各地で住民サービスの成果が問題になっています。補助金についても、ひもつき補助金による地方統制をやめて、地方の裁量で使える財源の確保が求められてきました。そのために一括交付金が浮上し、具体化されてまいりました。

しかし、この間の一連の流れは一括交付金化による国の財政負担の軽減、地方への予算配分の削減にあったことは明瞭ではないでしょうか。政府は地方財政の自主的かつ安定的運営に配慮し、地方公共団体に負担転嫁させない抜本的な改善が今

こそ必要であります。

第3に道州制を行わないことでもあります。道州制は市町村を対象にした大合併の都道府県版でもあります。地方交付税の削減、自治体職員のさらなる減員にあることは明らかです。やはりこのことを通じて一層の住民サービスの低下が懸念される場所でもあります。

道州制の一番の旗振り役は財界であります。大きくくくった道州の中で、さらなる大型開発のバックグラウンドを準備しようというねらいが透けて見えるではありませんか。日本全国を11程度に区分させる道州制は、一層の格差拡大が懸念されています。東京都、埼玉県、神奈川県などが合併して1つになるならば強い財政力を持つ地方自治体となることでしょうか。しかし、一方でそれが地方だった場合にはどうなるのでしょうか。結局強い所はもっと強くなり、弱い所はさらに弱くなることは避けられないではありませんか。道州制はまさに格差拡大につながる危険性を持っております。また、大都市への人口集中を加速させることにつながります。例えば東北州ができた場合、青森が州都になる可能性は少ないでしょう。東北有数の大都市である仙台が州都になる可能性が極めて高くなります。県境がなくなり、ますます都市に人口も産業も集中することに相違ありません。道州制内で過疎過密がさらに拡大し、小規模市町村が切って捨てられる、そんな危険性が大きくなるのであります。さらに日本古来からの地域の特性と風土が壊されることになるのではないかと懸念も広がっているわけでもあります。

以上の観点から住民の身近な行政を後退させ、暮らしを破壊に導く道州制を導入しない。本陳情に賛成するものであります。

○池田滋彦委員長

ほかに御意見はよろしいですか。

それでは、これより採決します。

陳情第6号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手少数です。

次に、陳情第6号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手多数です。したがって、陳情第6号 地方交付税、国庫負担金・補助金の増額をし、一括交付金をやめ、道州制の導入を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第7号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

陳情第7号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書に賛成の立場から意見を言います。

高齢者が長生きし、医療保険も年金も財源不足は現実と思います。民主党は政権を取るまでは財源は幾らでもあると言い、事業仕分けをされましたが、なぜここで消費税増税となるのか。消費税を上げるのに私は反対します。

民主党は国家公務員の人件費2割カットなど具体的に掲げていますが、予算の削減に関する努力は見られません。子ども手当、県立高校の無償化、選挙用のばらまきのように思えます。同じ日本の子どもでありながら県立高校に行けば私立の高校に行けばと、こんなばらまきのような策では本当に困ったということです。

民主党の行っていることは矛盾ばかりです。消費税増税を打ち出す理由に、年金財源、医療費、子ども手当などがありますけれども、財源がなくなったということで国民から取ることだけを考えている現在のこの現状。民主、自民、公明3党による修正協議をし、本日15日中に合意を目指しているとニュースでも報じられておりますが、日本がこれから消費税増税を行おうとするのであれば、軽減税率の導入を考えるべきとも思います。

10%を超える消費税がすべての生活用品にかか

るといことは、国民全員に生活不安がかかってきます。消費税率が高いヨーロッパからしても食料品や衣料品、子育てに関連するものに関しては、軽減税率の導入がされております。国の財政健全化のため、あるいは将来増大していく社会保障費の財源としてなどと増税を進めてみえるようですけれども、今消費税5%のうち、国が4%そして地方1%が地方の、私たち知立市にも二分の一が来ますけれども、この増税によってこれから知立市の私たち市民が果たして本当に市民生活が豊かになり、安心・安全になるということはどこにも見えません。

個人市民税が平成26年10カ年で国民負担に頼る消費税増税にまた頼る、国民に負担だけ頼る、今のこの消費税増税、反対ということでこの陳情に賛成いたします。

○池田滋彦委員長

ほかに御意見がありましたら。

○三浦委員

それでは陳情第7号について意見を述べさせていただきます。

国会では社会保障と税の一体改革で3党の修正協議がまさに行われております。消費税については民主、自民は2段階引き上げで合意と思われまます。国の平成24年度予算でも4年連続で新規国債発行額が税収を上回る借金依存の状況が続いております。

国の借金が現在1,000兆円といわれている今、消費税の増税も受け入れざるを得ません。消費税は直接市民にかかる税金であります。使い道として社会保障や復旧・復興など、また物品別の消費税率など市民の声を十分考慮していただくことをお願いし、本陳情につきましては不採択をお願いいたします。

○池田滋彦委員長

ほかに御意見は。

○杉山委員

陳情第7号に対して述べさせていただきます。

国民に負担を求めるのが先立つのではなく、今回のこの税制全体の抜本改革がなされないままの

消費税増税に対する陳情でございます。我が党は社会保障の税の一体改革、見えてこないこの社会保障の内容に対して、いら立ちも感じているわけですけれども、やはり今述べられている、この陳情にもありますが、高齢者またふえてる中での社会保障費が自然増されてる状況の中で、まだどういったものに対する改革がなされるのかということは見えないままでの、今回のこの増税案がございました。そういった意味で我が党は、社会保障の全体項をとにかく示してくれという話の形から今回の協議にも望んでおりますけれども、やはり今回のこの陳情に対する意見に対しまして、大変いろいろと苦慮し、悩みもさせていただきましたが、今、全体観のない中、社会保障を改悪するこの社会保障税一体の改革を行わないでくださいというこの部分のところでは、やはり社会保障を改悪しては当然いけないわけで、社会保障をより一層見ていながらこの税の一体改革を進めるべきだというふうにも思います。

そういった中ですけれども、今回の陳情に関して、あくまでも現時点での消費税増税に対する内容については、我が会派としましては今回採択とさせていただきます。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○稲垣委員

陳情第7号につきましては、今後社会保障制度を維持拡充するためには、社会保障と税の一体改革が必要不可欠であると考えます。

消費税が不公正な税制とは考えにくく、民友クラブといたしましては不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○高橋委員

陳情第7号について賛成の討論を行います。

いずれの世論調査でも過半数の国民が反対しているのが消費税増税法案であります。ところが、先週から続けられている民自公3党の修正協議では、こうした民意に真っ向から背いて消費税増税ありきの密室談合と言われても言いわけが立たな

い実態であります。

私は4つのことを申し上げたいと思います。

第1は、消費税増税によって社会保障はよくなるという言い分は根底から崩れ去ったということでもあります。

子ども手当の廃止や年少扶養控除の廃止はもとより、年金も3年間で2.5%も削減され、年金、医療、介護の保険料も大幅なアップであります。さらに民主党の目玉公約であった一丁目一番地であった最低保障年金の創設、あるいは後期高齢者医療保険制度の廃止も骨抜きの状態になろうとしています。まさに社会保障は一路改悪へと一直線と言わざるを得ません。

昨日の中日新聞がなかなかうまいことを言っております。ちょっと引用させていただきますが、結局マニフェストに盛り込まれなかった消費税増税のみ進む展開に拍車がかかることになる。増税するが社会保障と子育てはよくなると説明してきたが、今のままでは増税と増税の一体改革だ。こういうふうにやゆしていますが、まさに的を射た論調だと思います。

2つ目、景気と財政を共倒れにする増税案だということでもあります。増税と社会保障改悪による20兆円の負担増が景気を壊し、税収も落ち込ませ財政危機を深刻化させるのはもはや必至であります。消費税を増税するとかえって減収になります。これは消費税5%になる直前の98年度と消費税増税後の2010年度を比較すると明瞭です。消費税は7.6兆円から12.7兆円に増加いたしました。税収総額は90.3兆円から76.2兆円と14兆円も減っているからです。これは消費税増税が景気を冷え込ませているからにほかなりません。消費税がふえても、それ以上に法人税や所得税減収が加速されれば、文字どおりこうした現象が生まれます。これは経済のいろはであります。

現在、民間給与は1997年度に比べて年55万円も下がっています。公務員の皆さんも同じことでもあります。こうしたもとに消費税を増税すれば、消費を冷え込ませ、日本経済がさらに悪化することは必至です。

日本チェーンストア協会は消費税増税について次のように語っています。企業の成長を阻害し、低迷する景気の回復を閉ざしてしまいかねないかということで反対をされています。まさに消費税を増税すれば税収減を引き起こし、財政赤字を悪化させ日本の景気を底から抜かせる、そういう道にならざるを得ないのであります。

3つ目に、逆進性が強く低所得者や中小企業に大打撃となるということでもあります。

所得が低ければ低いほど負担率が重くなる逆進性は明瞭であります。また中小企業が増税分を価格に転嫁できない、こういう欠陥が浮き彫りになりました。福岡の中小企業経営調査では2,149事業者のアンケートの結果として、消費税が10%なら18.1%が廃業、こういう調査結果をまとめています。消費税分の価格転嫁が全くできない、部分的にしか転嫁できない、70.3%、身金を切って納めていच्छるといことになるわけであり。10%になったら日本から地元商店街がなくなるだろう、日本の雇用の7割を支えてる中小企業が倒産に追い込まれるだろう、こんなことは絶対にやってはならないわけであり。

平成10年度、国税の滞納の55%が消費税という実態であります。この点をしっかり腹にすえるべきであります。

4つ目に私たち日本共産党は消費税に頼らない道を提案しています。2つ申し上げます。

1つは本来の税負担は税を増税とするならば富裕層から実施するというのが鉄則だということでもあります。国の予算のうち税収が半分もない状況をいつまでも続けられるものではないと私たちも考えています。増税は必至だとすれば、それを消費税で取らなければならない理由は一体どこにあるのか。十分吟味する必要があります。年間所得が1億円を超える高額所得者は所得が1億円をピークにふえればふえるほど、1億円をピークに税負担が急激に下がるという、そういう傾向になっております。イタリアのフェラーリ社の会長も負担増は最富裕層に求めることから始めるべきだと、中間層に求めることは恥ずかしいことと指

摘をしています、まさにそのとおりです。富裕層に応分の負担を求めるとするのは日本の税制の根幹であり、税の再配分の原則的な理論であります。よく引き合いに出される証券優遇税制は、03年から11年までに累計6兆379億円減額されています。すぐに対応すべきです。

2つ目には、力のある大企業が応分の負担をするということであります。現在、大企業の税負担は中小企業のそれに比べても低過ぎるのが実態です。政府は消費税を10%に引き上げる一方、大企業の法人税を2015年に30%から25.5%に引き下げると言っております。本来税は所得や利益に着目し、負担する力に応じて課税するものが原則です。しかし、現実的に企業規模が大きくなればなるほど税の負担が軽くなっているというのが実態です。それは大企業にしか使えない減税メニューが豊富にあるからであります。大企業は株式配当や海外子会社の納税控除、連結納税などさまざまな優遇を受け、基本税率よりも低くなっているのが現状です。資本金10億円以上の大企業の法人税負担率は19.6、1,000万円以下の企業の負担率は23.0、3ポイント以上少ないのが現状です。こうした大企業の優遇を見直し、力のあるところにそれにふさわしい税負担をしてもらうことができれば、1.3兆円から1.6兆円の税負担増と税増収となるわけです。大企業には260億円の内部留保がため込まれています。

白川方明日銀総裁は、大企業は資金は潤沢だと、問題は資金を使う場所がないことと認めるほどです。力のある大手企業に税の分野で応分の負担を求めるとともに、内部留保を雇用や下請単価などの形で国民に還元すること、このことを通じて財政も経済も立て直すことが可能ではないでしょうか。私たちはそのことを提案しております。

以上申し上げて、本件の賛成討論といたします。

○池田滋彦委員長

ほかによろしいですか。

それでは、これより採決します。

陳情第7号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手少数です。

次に、陳情第7号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手多数です。

したがって陳情第7号消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第8号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界を目指すとともに、非核3原則の厳正遵守をすることを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第8号、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

憲法9条を生かし、核兵器のない世界を目指すとともに、非核3原則の厳正遵守をすることを求める意見書の提出を求める陳情書について、憲法の前文にもありますように、子孫のために周りの国と平和に協力し合って戦争を起ささないようにということで日本国憲法が進められております。知立市の市制40周年の平成22年度、その年は被曝65年の節目の年でもあり、知立市は平和都市宣言を行い、この宣言文の中に、私たちは歴史と伝統にはぐくまれた知立市で、平和で安心して暮らすことを心から願っています。私たちが願う明るく住みよいまちには平和でなくてはなりませんということで書かれております。

知立市は核兵器の廃絶と、戦争のない平和な世界の実現に貢献することを誓い、平和都市宣言をしました。核を持たず、作らず、持ち込ませずという非核3原則を守り、核兵器のない世界を目指すことは本当にこれから皆がしていかなければ、志さなければならぬことと思ひ、知立政策研究会はこの陳情に賛成いたします。

○池田滋彦委員長

ほか。

○三浦委員

それでは陳情第8号について意見を述べさせていただきます。

現行の憲法9条のとおり、当然日本は戦争を放棄します。核の恐ろしさを日本人は十分知っています。核兵器の廃絶と戦争のない恒久平和で知立市は平和都市宣言をしました。しかし、現在の日本では大きく2つの緊急事態に備えなければなりません。1つは東日本大震災のような自然災害、そしてまた1つはミサイルの着弾など非合理的な攻撃であります。自分の国は自分で守る自衛権も今後は考えていくべきと思います。平和の精神は守りながら憲法を改正すべきと考え、本陳情については不採択をお願いいたします。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○杉山委員

陳情第8号に関しまして採択の立場で述べさせていただきます。

我が国は世界唯一の被爆国であります。そういった意味から核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則を国是としました。

今回この陳情者に対しましては、この戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を生かし、核兵器のない世界を目指しての積極的な努力を果たすとともに、非核三原則を遵守し、これをその後の米軍基地撤去を進めてくださいとの部分に関しましては今、沖縄問題等も含めて、いろんな問題が検討されている部分もございます、いろんな各意見もあるかと思えます。まだそういう意見もございしますが、今回も私はこの憲法9条の、この部分をしっかりと世界に向かって、今シリアでは内戦が起こり、またイラン等ではこの核の問題もございします。そういった意味から、唯一の被爆国である日本が世界に発信していくこの部分としては、しっかり生かさなくてはいけないというふうに感じます。この点において今回の陳情に対しまして採択とさせていただきます。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○稲垣委員

陳情第8号について述べさせていただきます。

憲法9条を生かし、核兵器のない世界を目指すとともに、非核3原則の重視することを求める意見書の提出を求める陳情につきましては、平和を望む市民として当然であります。このようなことから現時点におきましては、まだまだ議論を深める必要があると考えます。

よって民友クラブといたしましては、不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○高橋委員

陳情第8号について賛成の討論をいたします。

知立市は市制施行40周年、被爆後65年の節目の年である平成22年6月18日に非核都市宣言、平和都市宣言を制定いたしました。歴史と伝統にはぐくまれた知立市、私たちはこのまちで平和で安全して暮らすことを心から望んでいます。私たちが願う明るく住みよいまちは平和なくしてかないません。そして世界の恒久平和は人類共通の願いです。私たちは世界で唯一の被爆国の一員として、二度と惨禍を繰り返さないよう、国際社会を導く役割を果たさなければなりません。ここに知立市は核兵器の廃絶と戦争のない平和な世界の実現に貢献することを誓い、平和都市を宣言いたします。

これは全会派一致でこの成案についても各派が代表者会議で相当練り上げた上のものであります。これが現在市議会の到達点であるはずであります。すなわち、核兵器廃絶は市議会の共通の意思だということを私は忘れてほしくない。それに反する御意見を持たれることは結構ですが、本当にこの非核平和宣言が私たちのテーマであるということをも改めて強調しておきたいと思えます。

平成23年4月1日、林市長は平和市長会に加盟されました。私たち人類が広島、長崎の被爆の悲劇を二度と繰り返さないよう、そして市民一人一人が平和で安全な環境のもと、幸せな生活を営むことができるよう、世界各国都市と力を合わせて核兵器のない平和な世界の実現に取り組んでいき

ます。こう決意を表明されております。まさに同感であり、その先頭に立つ市長に対して敬意を表するものであります。

本年6月3日、核兵器廃絶2012年愛知平和行進が知立市に入りました。市役所前で出発集会が行われました。林市長と永田起也議長の核兵器全面禁止アピールに賛同する署名、自筆の署名が紹介され、これが託され広島の世界大会に運ばれるわけであり、永田議長もサインをされている、あなたの仲間からこの請願陳情を了としない、こういうお話がありました。私は愕然としております。この矛盾をいかに解明していただけるのか、いいことだったら稲垣副委員長、手を挙げて一緒にやられたらどうですか。私はそのことを強調したいと思うのであります。

このように知立市では市長を初め市当局と市議会が協働して核兵器廃絶を高く掲げ、その願いを実現するために努力しているところであります。政策の骨子ではいろいろ違いはあっても、この大きな一致点で私たちは力を注がなければならないと思います。まさに陳情者の願意と一致するものであります。

核兵器廃絶の願いは憲法9条の理念そのものではないでしょうか。戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認こそ人類共通の崇高な願いであり、国際的な目標にほかなりません。非核三原則は沖縄返還に当たり制定されたものであります。本来ならばこの段階で核兵器廃絶を時の政府は明らかにすべきでしたが、自民党政府は持たず、作らず、持ち込ませず、これをテーゼとして、国是として明確にしたわけであり、国是として樹立された非核三原則は今後も厳正に遵守する、そういう性格のものであると思うわけであり、非核三原則の遵守、当然だと考えます。

以上を申し上げ、陳情第8号の賛成討論いたします。なぜこれが採択されないのか、非核平和宣言を行う知立市の市議会がなぜこれを認めないのか。私は深い悲しみにその身を置くものであります。

○池田滋彦委員長

ほかに御意見はありませんでしょうか。

それでは、これより採決します。

陳情第8号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手少数です。

次に、陳情第8号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手多数です。したがって、陳情第8号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界を目指すとともに、非核3原則の厳正遵守をすることを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。ありがとうございました。

午前11時57分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長